

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション
会合（第 9 回会合）

2014 年 10 月 23 日（木）

(14:00 ~ 16:00)

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

では、時間になりましたので、これより国際協力銀行及び日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第9回会合を開催させていただきます。本日は皆さんお忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます JBIC 経営企画部の牛田と申します。よろしくお願いを致します。本日の会合では前回の会合までの議論を踏まえまして、JBIC/NEXI が10月2日に公表をしております環境ガイドラインの改訂案について JBIC/NEXI から説明をさせていただくとともに、ご参加いただいている皆さまからのご質問やご意見などを頂戴する、ということを考えております。配布資料につきましては、論点整理表に加えまして、JBIC/NEXI それぞれの環境ガイドライン改訂案と FAQ 改訂案を入り口でお配りをしております。もし、お持ちでない方がおられましたら、会場の後方にも置いてございますので、ぜひお持ちいただければと思います。

本日の会合は16時までを予定しております。説明や議論の状況を見つつ、延長の可否を判断していきたいと考えております。今回、本日の全ての説明が終わらない場合は次回、11月7日、金曜日を予定しております。時間につきましてはこれまでとは異なり、午前中10時から12時までという時間を押さえておりますので、ご注意をいただければと存じます。

では、早速始めて参りますが、いつもの通りの連絡事項を申し上げさせていただきますと思います。これまでの会合と同じでございますけれども、会合の議事録は透明性確保の観点から後日公開をさせていただきます。一方で、ご出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点もございますので、映像や写真の撮影は控えていただきたいと存じます。録音は構いませんけれども、音声の公開は控えていただきたいと思っております。皆さま、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いを致します。

更に、本日、もう1点、追加の連絡事項がございます。本日この JBIC が入っておりますビルで秋の防災訓練が実施されます。本会合中に訓練に関する構内放送であるとか、ベルのようなものが鳴ったりする可能性がございますけれども、ご容赦の程宜しくお願いを致します。また、訓練の一環としてこのちょうど前の方の扉の向こう側に廊下があるのですけれども、そこで訓練の一環の活動をすることになっておりますので、一応14時半ぐらいなのではないかというふうに、使う時間帯を聞いております。皆さまに置かれましては、立ち入りについては、その辺の廊下のスペースですけれども、ご遠慮をいただきたくお願いを致します。では、JBIC/NEXI から前回以降のアップデート等を含め説明をお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日はお忙しい中、多数お集まりいただきましてありがとうございます。前回8月28日に第8回コンサルテーション会合を開催させていた

だきましたが、その後の動きについてまず簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

前回、第 8 回までの議論を踏まえまして、JBIC/NEXI で環境ガイドラインの改訂案、ドラフト、これを準備しておりました。10 月 2 日に JBIC/NEXI のホームページに JBIC/NEXI のガイドライン改訂案、それから、論点整理表のアップデート版、FAQ の変更・追加版、更には、実施状況の確認調査に係る NGO の方から頂いておりました質問事項に対する回答、合わせて 4 点、それぞれのホームページにアップをさせていただいております。

それと、あと、そのドラフトを踏まえまして、10 月 8 日付けで JACSES の田辺様からガイドライン改訂案に対するコメントということでご意見を頂戴しております。これにつきましては、今週 JBIC/NEXI のホームページの方にアップをさせていただいております。また、昨日の夕方でございますけれども、熱帯林行動ネットワークの川上様より項番 38 に係るご提案ということで頂いてございます。これについては昨日の夕方に頂いたということでアップが間に合っておりませんが、速やかに JBIC/NEXI のホームページにアップをする予定ですのでご了承いただきたいと思いますと思っております。

本日でございますけれども、10 月 2 日付けで JBIC/NEXI のホームページにアップをさせていただきました、私どもの環境ガイドラインの改訂ドラフト、これについて JBIC/NEXI の方からご説明をさせていただきたいとそのように考えております。具体的な進め方につきましては、これまで議論してきました論点整理表、この順番に沿いまして各論点への対応結果をご説明させていただく予定でございます。

一つずつというよりは、幾つかの論点、例えば、項番 1 から 5 とかですが、そういう形で幾つかの論点をまとめて、こちらの方からご説明をさせていただき、それについてのご質問やご意見を賜るといような形で進めさせていただきたいと思っております。宜しくお願い致します。それでは、早速論点整理表に移りまして、説明の方に入らせていただきます。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行の松原と申します。宜しくお願い致します。それでは、幾つか纏めてということで、まず最初に論点整理表の項番の 1 から 5 番を纏めてご説明させていただきたいと思っております。なお、我々のガイドラインの改訂案につきましては、これまでの論点、項番に挙がっていないものを修正しているもの幾つかございます。それについては、一番最後、全項番が終わった後に纏めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず、項番 1 番ですけれど、こちら NGO の方からのご提言ということで、環境社会配慮助言委員会を設置するというご提案を頂きました。具体的には常設の第三者機関として、我々の環境レビューを行うにあたって、各案件の審査をするような機関を設けるべきではないかというご提言でしたが、我々の方からはこのような助言委員会、こういったものを

設置している他国の ECA というのは存在していないということ、民間のビジネスということと考えますと、機動性等の観点から適切と思わないということで、コンサルテーション会合の場で議論させていただきましたけども、その点については今回の改訂案では特段対応致しておらず、委員会設置ということを行わないというふうにさせていただきたいと思っております。

次は項番 2 番です。こちらは JBIC/NEXI の方からご提案させていただいたポイントでございます。我々が環境レビューを行う際に JBIC/NEXI のガイドラインがあるわけですが、それとは別に国際機関が定めた基準への適合を確認するというところを行っております。この適合を確認する内容、条件は 2012 年に行われました OECD のコモンアプローチの改訂に合わせて修正したいというのが内容でございます。JBIC のガイドラインについて申し上げますと、該当ページ、5 ページという所になりますので、ちょっとご覧いただければと思います。

ガイドライン改訂案、NEXI さんの分も含めてですけれども、一番左に現行のガイドラインの文言が書いてありまして、次に今回の改訂案が載っております。その右に改訂事由を載せてありまして、備考という所は論点との関係で何番かというところを載せています。今申し上げました項番は、5 ページであれば上の方になりますけれども、とある所でございます。

現行のガイドラインでは世界銀行のセーフガードポリシーとの適合確認というのが原則となっております。プロジェクトファイナンス案件等の場合には国際金融公社、IFC のパフォーマンススタンダードと適合しているか確認するという書き方になっております。これを、先程ほど申し上げましたように、コモンアプローチの規定に合わせて世銀のセーフガードポリシーと IFC のパフォーマンススタンダード、両方を適合確認の対象、いずれかを選択できるという形にしております。世銀のセーフガードポリシーは原則ということをやめた、というのが 1 点。ただし、IFC のパフォーマンススタンダードを取るべき場合として、ただし書きの所にプロジェクトファイナンス案件の場合であったり、あるいは、我々の他の金融機関さんで主要な方々がパフォーマンススタンダードを採用されている場合、といったものを加えております。

あと、最後ですけれども、これは今まで載っていなかったことですが、世界銀行グループが定めております EHS ガイドライン、環境、衛生、安全に関するガイドラインというものがございます。これも関連部分が存在する場合には、我々、その関連部分と案件が適合しているかを確認するというところを明示的に掲載しております。最後の点につきましては、これまでも環境レビューの中で行ってきた手続きですので、これまでのことが厳しくなるというようなものではないのかなと思っております。これが項番 2 の修正点でございます。

あとは、項番 2 に関連しては、FAQ の、これも JBIC のものと 1.2 というものですが、これも、国際的に認知された基準とは何かということも FAQ に加えております。もともと FAQ の中でも国際的に認知された基準というのはどういうものなのかというのを記した場

所がございまして、これは FAQ1.2 の左側ですけれども、これも OECD のコモンアプローチに合わせまして、特定セクター、原子力安全条約および IAEA 基準、世界ダム委員会のレポートというのを加えてございます。それが項番 2 の修正です。

次は項番 3 番でございます。項番 3 番は NGO の方からのご提言ということで JBIC、NEXI が開発事業の調査段階で支援を行う場合というのは、その調査だけではなくて本体の工事が行われた場合の影響に応じてカテゴリ分類すべきだろうというご提言でした。

これは具体的には JBIC が行った出資案件で、インドの DMIC 開発公社向け出資という案件がございましたけれども、その案件に関して、その会社はデリー・ムンバイ地域において行われるプロジェクトに FS を行ったり、マスタープランを作成したりというそういった会社でございます。そういった会社のカテゴリ分類においては、その会社が調査をする対象のプロジェクトのカテゴリも勘案して、元々の出資に関する分類を行うべきであるというのがこのご提言でございました。

これについては、我々としてはあくまでもその DMIC 開発公社というのは調査を行う会社ということですので、その調査の環境影響はどの程度かという観点から分類しています、ということで書かせていただいております。かつ、その本体工事について申し上げますと、本体工事は我々がそれに投融資するときには、きちんとその本体に沿ったカテゴリ分類を行うということだろうと思っております。

ただ、一方でそういった FS 調査事業を行う会社に我々としても出資をするということですので、出資者としてある程度の影響力は持てるのかなというふうに思っております。JBIC については FAQ の 2.1 というのを追加してございます。これ具体的に何かと申し上げますと、そういった調査を行うような会社に出資する場合には、出資者としてその調査のスコップ、その出資先の会社が行う調査のスコップに環境面も含めるように働きかけるということを FAQ の中で追加させていただいております。

この観点は、一つ飛びますけれども、項番 5 番にございます戦略的環境アセスメント、SEA の適用というご提言についても同じ考えかなと思っております。同じ FAQ の中でご説明をさせていただいております。これが項番 3 への対応ということになります。

【日本貿易保険 佐藤】

済みません、NEXI の佐藤でございます。今の項番 3 につきまして JBIC さんの方でご説明があったのと、NEXI の方で若干違いますのでその点だけご説明をさせていただければと思いますが、JBIC さんの方のこちらの FAQ については JBIC さんが出資者として参加される場合という立場で書かれております。NEXI に関しましては、JBIC さんとの組織の違いとか、銀行と保険という業務の違いから出資者という立場での参画というのは特にございませんので、この点については特に記載してございません。

そういった関係でこの FAQ の番号に関してはこの部分がございませんので、JBIC さんの番号と番号ずれがしておりますけれども、こちらの改訂の方向性の方に関しては JBIC さん

の方の番号を見ていただいて、NEXI の方も同じようなことは書いてはありますので、そちらの方を確認いただければと思います。以上です。

【国際協力銀行 松原】

はい。次は項番 4 でございます。項番 4 はこれも NGO の方からのご提言ということで、今の我々のガイドラインの中ではカテゴリ C に分類される場合の例示ということで、その例示の一つとして追加設備投資を伴わない権益取得をカテゴリ C とするということを書いてございます。これについて、これを自動的にカテゴリ C とするのは不適切じゃないかというのがご提言でございました。これに対しては、そもそも現行のガイドラインでもカテゴリ C に分類される場合の例示となってるわけですけども、実際には特段の環境影響が予見されないとか、影響を及ぼしやすい地域にないといったことを、一定の条件をクリアして初めてカテゴリ C になるという運用を行っておりまして、我々がそのカテゴリ分類をする際のスクリーニングフォームでもそういったことを確認しているということをご説明させていただきました。実際に既に今載っております FAQ1.1 というのがございますけれども、これも既に JBIC、NEXI のホームページに載っているのと同じ内容ですが、その中でも今申し上げたようなことが説明されておりますので、ここについては特段対応を行わずともご提言のところはきちんとカバーされているのかなというふうに考えております。

続いて項番 5 番です。こちら先程少し言及しましたけれども、JBIC や NEXI がマスタープランの段階から案件に関与する場合というのは、戦略的環境アセスメントを適用すべきでないかというご提言でございました。これについては我々通常の個別プロジェクトの対象に出融資、あるいは付保を行っておりますので、SEA に関する規定を何らか設けるというのは、少し組織の性格にはなじまないのかなと思ひまして、特段の対応は致しておりません。ただ、先程のようにそういったことを行う会社に出資をするというような場合には、やはり出資者として何らかのことができるのかなということで、先程ご説明した FAQ の中で戦略的環境アセスメントの方にも言及していくということでございます。で、NEXI さんの方は、出資者にはならないということでこの FAQ は付け加えていないということでございます。

以上が項番 1 番から 5 番までのご説明でございまして、何かご質問あればお受けさせていただきます。

【司会】

はい。ありがとうございます。ご質問の前にですけれども、2 点注意事項がございます。ご発言の際は手を挙げていただいて、所属とお名前をお願いします。匿名を希望される場合には匿名でご発言いただいても結構でございます。また、議事録だけ匿名にしたいという場合は、その旨おっしゃっていただければ対応をさせていただきます。では、質問、あるいはご意見等ございましたらお願いを致します。宜しいでしょうか。はい。無いよう

でございますので、次、ご説明させていただきたいと思います。お願いします。

【国際協力銀行 松原】

はい。続いて項番 6 についてご説明します。これはコンサルテーション会合の場でも議論させていただいた項番ですし、あとは NGO の方から今回ご質問いただいておりますので、まずこれ単独で説明させていただきたいと思います。項番 6 は JBIC/NEXI の方からご提案させていただいたポイントでございます。案件の性質上、我々が投融資を行う意思決定が必要な時点において、EIA 等の必要な情報がなく、そのために環境レビューを行えない場合については、意思決定後に環境レビューを実施するというを前提に意思決定を行うことを可能としたいという提言でございました。

これについては、JBIC のガイドラインですと 11 ページという所に文言を入れてございます。11 ページの上の方に『ただし』、という文面がございますけれども、この項目は我々意思決定を行う前に環境レビューを行うということを、この前の段落で書いてある形でございます。その例外規定として加えているというものでございます。ちょっと読み上げさせていただきますと、『ただし、本ガイドラインの他の規定にかかわらず、当行』、JBIC ですけども、『当行は、案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューが必要な文書入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に、意思決定を行う場合がある。』というものを加えております。ただし、と、その場合の条件として環境レビュー時に本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施する。これは意思決定後に行う環境レビューにおいて、当然その通常環境レビューと同様の情報公開であるとか、やはりその内容に関するレビューを行うということを規定したものでございます。それに加えまして、意思決定に先立ち、つまりこの十分な情報がないのですけれども、意思決定に先立ちまして、可能な範囲で環境社会配慮に関する確認及び情報公開を行うという文言を加えております。

これは、環境レビューを完全に行うには十分な情報がないのだけれども、我々の投融資、あるいは付保をするという場合に、なんの情報もなく投融資や保険をつけるということではできませんので、案件についてはある程度の情報を得ていくということですので、それについて可能な範囲で情報公開を行っていく。あるいは、環境社会配慮に関する確認ができる項目があったら、そこは行うということでございます。もう一つ、また、とありますけれども、意思決定後の環境レビュー時に適切な環境社会配慮を確認できない場合には、融資契約に基づき、貸付等の実行を停止するとともに、借入人に期限前償還を求める、という文章を付け加えております。これは、通常の場合であれば、環境レビュー時に適切な環境社会配慮が確認できなければ、我々はそもそも投融資の意思決定、あるいは保険を供与するという決定を行わないのですけれども、本件の場合、順序が逆になっておりますので、仮に確認もできなければ資金をきちんと返してもらう、ということをガイドライン上も明記しているものでございます。

これについては FAQ2.4 という FAQ を追加して、もう少し細かいオペレーション上の事項の説明をさせていただいている所でございます。この 2.4 をご覧いただきますと、まず、どういった案件についてこの条項を適用するかということを説明しております。一つが資源開発プロジェクトの初期段階における権益取得案件ということ、あるいは資金使途が定まっていない段階で出資の意思決定が必要な出資案件。こういったものが、我々として現時点でこの条項を適用する必要があるというふうに認識しているのがこの 2 類型でございます。こういった案件につきましては、通常通りカテゴリ分類を行った上で、カテゴリ A や B に分類されれば、今申し上げた但し書きが適用されるということでございます。

この FAQ の中では意思決定前、意思決定後、それぞれに分けて、何を行うかということの説明させていただいております。意思決定前の所はガイドライン本文に書いてある所とほぼ同じですが、最後のなお書きの所だけが FAQ で追加している所でございます。我々が環境レビューを実施するまでは、環境レビュー実施していない状況でプロジェクトの開発等は行わないということを借入人の方にお約束いただくということで、契約上明記する考えでございます。意思決定後ですけれども、ここは通常の場合通り ESIA 等の文章を入手できたところで環境レビューを行うということを記載しております。

以上が項番 6 に関するご説明でございます。1 点追加させていただきますと、論点整理表には書いておりませんが、我々 JBIC も NEXI も異議申し立ての手続きというのを設けてございます。今の異議申し立て手続き要綱の中では、現地の国の方が異議申し立て、JBIC や NEXI の環境ガイドライン不遵守について異議申し立てができるという要綱ですけれども、異議申し立てができるのが、我々の貸付が完了するまでという書き方になっております。そういった書き方ですと、今申し上げた項番 6 の場合は環境レビューを行う前に貸付が完了してしまうことがございますので、このままだと対応できないということで、異議申し立ての手続き要綱についても、そこに対応するような若干の修正が必要かなというふうに思っているところでございます。項番 6 については以上です。

【司会】

ありがとうございました。では、ご質問、あるいはご意見等ございましたらお願いを致します。はい。お願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺と申します。先程ご紹介いただいたコメントに基づいて、これをベースに今日は提言させていただこうと思います。

まず、項番 6 については 1 点ございまして、1 点目はこのコンサルテーション会合の場で、項番 6 については先程ご紹介があった 2 形態について、こういう場合があるので意思決定後に環境レビューの必要があるというご説明があって、ただ、ガイドラインの本体、今回公表された改訂案の方を見ますと、その 2 形態をさらに拡大解釈ができる書き方にな

っているかと思えます。この2形態に関して私どもはこのような手続きを取るということは一定の理解をしているんですが、それ以外についても何でもかんでもやっていいという話じゃないかなと思えますので、ここはやはり当初の説明に戻っていただいて、2形態をきちんとガイドライン本文に書き込むということをお願いしたいというのが一つ。

それから2点目と致しましては、意思決定前に行う情報公開がどのような情報公開がなされるのか、というところが非常に気になっているところでして、EIAがないと現在のカテゴリ分類結果と国名と地域名ぐらいしか出てきません。あと、セクターぐらいしか出てきませんので、もう少し具体的な案件概要であるとか、どこまで環境社会影響が分かっている、どこまで分からないのかということなどの情報を公開していただく必要があるのかなということをおもっていますので、そういったことが分かればフォーマットを是非作っていただきたいということでございます。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございます。先程のご意見につきまして、お願いします。

【国際協力銀行 松原】

ありがとうございます。JBIC、国際協力銀行 松原です。まず、1点目ですけれども、我々、おっしゃる通り項番6を見直すに当たっては、先程ご説明した2類型について必要性があるというふうに認識しているということをご説明させていただきました。それをガイドライン本文に書いていないのではないかとのご指摘ですけれども、引き続き、我々としては現時点で認識している限り、今までご説明している類型以外にこの条項を適用する必要がある案件の類型というのは、今のところは想定していないということでございます。もう一つ申し上げますと、これまで環境ガイドラインに基づいて環境レビューを行って、我々であれば融資の承諾をしてきたような案件について、この但し書きができたからといって、環境レビューを省略してやっていくということは毛頭考えてございません。あくまでも、この5年間で新しく出てきた案件の類型に対応できるように追加をしたということ。まずはこれを申し上げたいと思えます。

一方で、その意味では5年前にこの但し書きを必要とするような案件が出てくるということ、我々としては予想していなかったですので、このガイドラインも今後5年間にわたって適用されていくという中で、この2類型だけやりますというふうを書くのは、我々としては少し手足を縛られるかなという思いもあって、ガイドラインには書いていない。ただ、FAQの中では先程ご説明したように、この2類型というのを基本的に想定しているということを書いておきまして、そういう対応でいきたいなというふうに思っているところでございます。この規定を適用して、我々として当たっていく案件というのはきちんと情報公開の中でも分かるようにするつもりでございますので、仮に、JBIC、NEXIが今この場でご説明していることを大幅に踏み越えて、将来この条項を適用しているというような

ことがあれば、それはご遠慮なくおっしゃっていただければと思いますし、それは個別案件についておっしゃっていただければというのもございますし、次回のガイドライン改訂の時に、こんな条項を入れたんだけども恣意的に運用されて、はなはだ不適切だということをご指摘いただくのかなというふうに思っているというのが1点目へのコメントになります。

2点目についてですけれども、情報公開、我々、可能な範囲でというふうに書かせていただいております。これは、そもそも意思決定時点では環境レビューに必要な文書が入手し得ないという、そういう例外的な場合に適用するということですので、その時点でどの程度の情報を公開可能かというのが分からないということもあって、具体的にここまで公開しますということを申し上げていないということでございます。ただ、先程説明のときにも申し上げましたとおり、何にお金が使われるか全く分かりませんということではないと思っております。ご説明した類型の中では後者の方の出資案件の場合というのは、これは資金使途が分かっていない類型ですけども、それでもどういう会社に出資するかは分かっていますので、インフラの会社に出資したのに全然違うことにお金が使われるということは想定していませんので、ある程度の情報は得られる。ただ、そこをどこまで得られるのかが分からないということで、具体的にはFAQの中には入っていないというのが今の対応です。

ご提案いただいているフォーマットを作成するかどうかというのは、検討したいと思うのですけれども、例えば、あるとすれば、事前に必ず我々が手に入る情報としてはスクリーニングフォームがございますので、それを通常の案件とは異なって、通常の案件は環境レビュー終わった後にスクリーニングフォームを公開してましますけれども、その前に公開させていただいて、ただ商業上の機密との関係は両立する形で公開するというのはあり得る選択肢かなあ、というふうに私どもは思っているわけです。

【日本貿易保険 佐藤】

済みません。日本貿易保険の佐藤でございます。JBICさんの説明に若干NEXIとして補足をさせていただければと思っております。NEXIとしましても同じようなことで、保険と銀行の形態等違うのですが、同じような条項をガイドラインの方に盛り込んでおきまして、FAQの方も同じような形で書かせていただいているんですが、JBICさんの方は類型として2タイプというふうに書いております。一つのタイプは未開発の資源権益っていうことで記載がございますが、もう一つの方は、JBICさんは出資者としての立場での記載がございます。NEXIは先程と同じように出資者という立場ということにはございませんので、その点については記載してございませんけれども、もう一つ、この資源権益ということでの例示をしているわけなんですけど、先程もJBICの松原さんがおっしゃったように、これと同じような形で資金需要が発生をする、あるいは保険をどうしても付けたいという時に、実はどうしてもEIAだとかそういったものが無いっていうことが、この資源権益取得以外にも発生

する可能性っていうのは将来あり得るかもしれないということがあって、そういったことに、対応するようなことが必要かと思っております、この点についてはJBICさんと同じように、FAQでの記載に留めておきたいというのが私どもの考えてございます。

情報公開においても、この案件に関してはこのやり方でやっていくんだということが分かるように情報公開をして参りますので、もし何かその点について疑義等あれば、その都度対応させていただくということも当然でございますので、ご理解いただければというふうに思っております。それから、情報公開に関してですが、これもJBICさんともまた協議させていただいて、先程のスクリーニングフォームの公開等も検討して参りたいというふうに思っているところでございます。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程ほどのご回答に対して追加でご質問なり、ご意見なり、等ございましたらお願いを致します。はい。お願いします。

【大阪ガス 山田様】

大阪ガスの山田と申します。どうもありがとうございます。ちょっと1点、非常にプラクティカルな質問になるかもしれませんが、FAQで意思決定前で最後の方に、『なお、プロジェクトの開発等が行われる前に環境レビューを行う』となっているんですけども、例えば、資源開発とかのプロジェクトですと、国によっても違うと思うんですが、環境の許認可と、開発の許認可っていうのは同時平行で進むっていう場合が多々ありまして、そういう場合に、このような環境レビューをできる状況になってから政府からの開発していいよという開発の許可が下りるまでが、非常に期間が短い場合が多分出てくると思うんです。で、一方でJBICさんとかNEXIさんの環境レビューというのはすぐ終わるものではないと思いますし、場合によっては数カ月かかると思うんですけども、こういった場合に、要は環境レビューをやっている途中で政府から開発許可が下りてしまって、もう事実上開発が始まってしまうというケースも考えられると思ひまして、なので、こういう意思決定前の特約とかに関しては、そこは柔軟に考えられるような記載にさせていただければ大いに助かるんですけども。我々の意見は以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程のご質問に対してお願いします。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBICの松原です。今のご指摘、ご質問の件ですけれども、あくまでも開発の許認可が出るのは環境の許認可が出た後なのだけれども、そのスパンが非常に短いというご指摘ですね。それにつきましては、あくまでも我々、この条項の適用自体が非常に例外的

に行く、通常は環境のレビューが終わらないと、そもそもご融資できないということなので、環境のレビューが終わっていないんだけど開発が始まってしまうということを認めるのは難しいかなというふうに思います。

一方で、今おっしゃった、まさに同時平行で進むという時には、環境社会配慮に関する文書、EIA とかですね。そういったもの自体はかなり前から出ているってということだと思いますので、そういったものはJBIC、NEXI にかなり事前から見せていただいて、我々の環境レビューもその意味では環境の許認可が降りてから行うのではなくて、ずっと手前から行っておいて、環境の許認可が出たことを確認して、環境レビューの結果を出すということとはすぐできるかと思えますので、そこはむしろお客様との間では非常に密にコミュニケーションを取らせていただいて対応していくのかなというふうに思います。

【司会】

はい。ありがとうございました。追加でのご意見、ご質問は。はい。お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会 平尾です。項番6につきましては、6月5日付けで産業界の総論として意見を出させていただいたのが、これです。趣旨はエネルギー資源を中心に非常に、こういう気配が続いていますけども、それをなるべく早い段階で取得等を行うことによって、国民生活、あるいは産業界の競争力につながるってということで、まさにJBICさん、NEXIさんの目的にも合致するんじゃないかというような考え方なんですけれども、今回これをガイドラインに組み込んでいただいたということで、非常にありがたいと思っております。

ガイドライン本文に書かれております、環境保護社会配慮が十分でない場合に、融資実行を停止するとか、あるいは期限前償還の方も当然あるというのは仕方がないことかなと思っております。それから、FAQに載っております必要な部分の情報の公開についてはやむを得ないところだと思っておりますけども、このFAQにも書かれておりますけれども、その際の商業上の機密等にご配慮いただきたいというふうに思っています。

それから、NGOさんからのご提言の件ですけど、1点目についてはJBICさんの方からありましたけども、おそらく色々な変化の激しい世の中ですから、色々な形態のプロジェクトが出てくることもあるかと思えます。そういう面で一番大事なものは、そういうようなときにJBICさんの融資、NEXIさんの付保をするときに、その案件に対しての環境社会配慮が十分にされているかどうかを確認することだと思いますので、本文に事細かく対象案件を書くのではなくて、今のようなFAQでご対応いただくというのがいいのかなというのが感想です。それから、NGOさんの2番目のご指摘についても、できるだけ情報公開について産業界として努力しないといけないと思っておりますけど、ここについては、さっき言いましたように商業上の機密には配慮いただきたいっていうのと、案件によって色々な情報の出し方もあろうと思えますので、統一的なことを記載するのだけではなくて、柔軟な内

容にさせていただければと思っております。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程のご意見に対してあれば、はい。お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。これはコンサルテーション会合の場でも申し上げた通り、この項番6については極めて例外的な扱いということで、現在想定しておりますのは、先程松原の方からご紹介しました2パターンでございます。これはもうこの場ではっきりと断言させていただきたいと思っています。それと、産業界の方からは商業上の機密に配慮して欲しいと、情報公開にあたっては配慮して欲しいということでございますけども、これについても他の案件同様、商業上の機密、それから個人情報の取り扱い、これについては配慮致しますが、通常の場合とは違う原則外での例外的なこの項番6のケースについては、環境レビュー前に意思決定を行うという扱いを行いますので、情報公開についても可能な範囲でここに書いてありますが、ここでの可能な範囲というのは商業上の機密だとか、個人情報の取り扱いに配慮するという意味でございます。その時点で入手している情報、意思決定前であれば少なくともスクリーニングフォームについては入手できているかと思っておりますので、スクリーニングフォームの中から商業上の機密だとか、個人情報だとかを取り除いた部分でできる範囲で情報公開をさせていただき、そのように考えております。もしその点で今後やっていく中で不十分な点があればご指摘いただくと、そのように考えています。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程の説明について、あるいは全体、項番6でございますけれども、追加的なご質問、ご意見等宜しいでしょうか。はい。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。大したコメントではないんですけども、このFAQのAの方の、答えの所なんですけど、『あるいは資金使途が定まっていない段階で』って書いてありますけど、これ、そうなんですけれど、そのまんまスルッと読むと本当に資金使途の定まってない、全くっていうふうにもちょっと読めるんですね。だから、ある程度、もう少し資金使途は「明確には」定まっていないみたいなことを書いた方が印象はいいなっていうか。当然そうなんだろうなとは思んですけど、一般人として見ると、「ええっ？」とかいう感じも受けるので、それぐらいはあってもいいんじゃないかっていうふうに思ったっていう感想です。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程のご質問とかご意見につきましてお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。JBICの稲葉でございます。ありがとうございます。今のFAQへの書き込みでございますが、例えば、『あるいは』の後に『具体的な資金使途が定まっていない』とかいう……。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

そんな感じです。もうちょっと絞った方が。

【国際協力銀行 稲葉】

文言をここに追加するという方向で検討させていただきたいと思っています。

【司会】

はい。ありがとうございました。本件、追加的な質問、ご意見等ございますでしょうか。はい。では、これで議論が尽くされたということだと思しますので、これで項番6については終わりにしていただきまして、次に進ませていただきます。JBIC、NEXIの説明の方お願いします。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC松原です。次は情報公開に関する事ということで、少し多いですが項番7番から16番までご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、項番7番ですけれども、これはNGOの方からのご提言、ご要望ということだと思いますが、環境関連文書、我々今、環境レビュー時点でカテゴリAについてはEIAを公開しております。その他必要な文書を公開しているということでございます。ただ、我々が意思決定を行いまして、環境レビュー結果が出ますと、その環境レビュー結果と差し替える形でウェブサイトから落としていくということでございますが、それを意思決定後も継続掲載して欲しいということ。もう一つは環境関連文書が借入人のウェブサイトで公開される場合はそこにリンクを張ってもいいという、これはご提案ということ。

後者のリンクを張ってもいいということは、これについては、ここは受けさせていただいてというか、このようなプラクティスをさせていただけると我々としてはありがたいなと思っておりますので、今後考えたいと思っております。前者、意思決定後も掲載続けるという点については、おそらく情報の観点という意味ではあまり大きな問題はないかなと思っております、これはどちらかという技術的な観点で、非常にEIA等は大部になるということ。どうしてもPDFにするということ、サイズが重くなってしまうということ

がございますので、それによって JBIC、あるいは NEXI のウェブサイトの全体の利便性が損なわれてしまうと少し我々としても困ると思っております。単純に容量をあげればいいということなのですが、予算もございますのでそういったものを考えながら検討していきたいというふうに思っています。その意味ではきちっと予算が付いて、ずっと継続的に掲載しても我々のウェブサイトの運営上問題がないということが確認できれば、その時点からご要望にあったような点を実行していきたいというふうに考えております。あとは、当面求めがあった場合については意思決定後に過去に掲載していた EIA をお渡しするということはできるというふうに思います。これが項番 7 です。

項番 8 番。環境関連文書の中で、特に EIA を想定されてると思いますが、現地語で作られているものについて JBIC や NEXI が環境レビューで、その翻訳が英訳であったり日本語訳であったり、っていうのを参照した場合にはそれを公開すべきだというのがご提言でございました。これについて、我々としては IFC、あるいは他国の ECA も公開してませんので、それとイコールフィッティングの観点もありますから、我々として公開することは考えないということをご説明させていただきました。

一方で事業者の方が作られたものを、自発的に公開されるということ自体は我々としても奨励させていただきたいなというふうに思っていますので、FAQ の 2.7 というのを新たに追加しております。FAQ の 2.7 ですけれども、既に現在のガイドラインにおいてはまず情報公開というのが、プロジェクトの実施者が一義的に行うものであるという原則を書いております。この関連で、『プロジェクト実施者への働きかけによって、一層の情報公開の実現に努める』という条文がございます。その具体例として何がありますか、という問い立てを設けまして、答えとして EIA、今後は ESIA と呼びますけれども、それが現地語で作成される場合で別途作成された日本語訳や英語訳というのを例示にあてているということでございます。これをもって、そういったものを事業者さんが作られた場合、JBIC や NEXI として、ステークホルダーの方に公開されてはどうかということを促していくと。そういうことを明確にしております。それが項番 8 でございます。

項番 9 ですが、我々今回の実施状況の確認をするにあたって、その結果として一部の案件、北米で行われているシェールガスとかシェールオイルの開発案件においては、そもそも EIA が作成されないということを、調査結果として公表させていただきました。その場合には井戸の掘削許可、あるいはそれに対する申請書というものを代替的に用いて環境レビューを行っております。それを公表してございます。そういった案件について、カテゴリ分類結果にそういった案件であるということであるとか、そもそもなぜ EIA が提出されてない、作成されてないのかといったことを明記すべきであるというのが、8 番のご提言でございます。

これについては、ご提言頂いたとおり、そういった案件についてはそういう案件です、ということは今後ホームページ上でも明確にさせていただこうということになります。それに使った文書、今申し上げた掘削許可とかいった文書についてはこれまでも公開してきて

おりますし、今後も同じようになっていくということを考えております。これにつきましては、FAQの2.9というのを追加致しております、まさに今申し上げたような場合には、今申し上げたような対応を取るということを明確にしております。ただ、本件につきましては JACSES の田辺さんの方から、寧ろ、こういうことを書くと正面から EIA が無い案件を認めるような書き方になるので、削除すべきだろうというコメントを頂いております、済みません、ちょっと先回りになりますけれど、そういうご提言があるのであれば、FAQ 自体は削除しても構わないなというふうに我々としては考えております。それが項番9でございます。

項番10です。カテゴリ FI。これは我々金融機関に対して融資をする場合ですね。そこからさらに個別の具体的なプロジェクトに融資をしていくという案件の場合の情報公開に関するご提言を頂いております。これについては、我々の FI 案件におけるプラクティスというのをご説明させていただきまして、必ずしも全部が全部お任せしているわけではないというようなことをご説明しました。ご提言との関係で直接的にお答えする形ではないですけれども、我々は運用を改善するということで、JBIC としてもその FI のサブプロジェクトを自分たちでカテゴリ分類したり、環境レビューしている場合がございますので、そういった場合は FI のサブプロジェクトであるということが分かるように、これもウェブサイト上に明記をしていこうかなというふうに考えております。この FI というカテゴリ自体は NEXI さんにはないカテゴリですので、これは JBIC だけの対応ということになります。

次は11番です。11番は国際的基準と乖離がある場合の背景、理由等の公開ということで、案件によっては、我々は先程申し上げましたように、IFC とか世銀の基準、あるいはその EHS ガイドラインの方を参照しますけれども、その基準を一部超過しているような案件がございます。そういったものについてその背景や理由をきちんと環境レビュー結果の中で公表して欲しいというのが NGO の方々のご提言でございました。

これに対しては、他国の ECA がどういった対応をしているかということを確認の上で、イコールフィッティングの原則に基づいて検討するというので、確認しましたところ、そういったところまで公表している ECA は殆どないということだったと思いますので、これについては特段対応を現時点ではしないということを考えております。

ただ、まさにその国際的基準との乖離がある場合、どういった対応をしていくのかということについては OECD、先程申し上げたコモンアプローチの関連で事務局が検討しているということもございます。現に各国 ECA はこういった案件がありますと、それを OECD に対しては報告をするという体制になっており、それを更にその OECD の事務局が公開するというところを行っております。ですので、その情報公開の内容について今後いろいろな蓄積が図られると思いますので、その蓄積を待った上で我々としては検討したいなというふうに考えております。

この件については項番の一つ飛んで13番についても同様でございまして、プロジェクト実施前の現況値というのが環境基準値を上回っている場合についても、同じような対応を

したいなというふうに考えてございます。それが項番の 11 と 13 でございます。

項番の 12 は先程出てきました、北米のシェールオイル、ガスのような EIA が存在しないカテゴリ A 案件に関する環境レビュー結果の公開の仕方ということでございます。これについても、先程と同様なんですけれども、環境レビュー結果の中で EIA や環境許認可証明書を用いずに環境レビューを行ったということをきちんと明記して、なぜそういうふうなことになったかという理由も書かせていただくというふうに思っております。ですので、この点は特段ガイドラインには反映されませんが、今後の運用で反映していくということを考えています。

14 番。英語版のスクリーニングフォームの公開ということで、我々はカテゴリ A、B の案件、あとは FI の案件について投融資の意思決定を行った後に、環境レビュー結果を公開します。日本語版の環境レビュー結果には頂いた環境スクリーニングフォームというのを添付しているのですが、英語版には付いていないということで、英語版にも付けて欲しいというご要望でございまして、これはご対応させていただこうというふうに考えております。ただ、あくまで頂いたスクリーニングフォームを付けるということを考えておりますので、英語版の環境レビュー結果であっても、受領したスクリーニングフォームが日本語であれば日本語のものを付けさせていただこうということを考えております。

15 番と 16 番がモニタリングに関するポイント。15 番は JBIC や NEXI が独自に行っている環境モニタリングの結果というのを JBIC、NEXI は公開すべきだということ。16 番はモニタリング結果について、事業者さんが行ったようなものについて、ステークホルダーに公開していくべきだろうというのが 16 番でございます。これ、いずれも各国 ECA の対応等を確認しまして、そこまでやっているところもないのかなということで、15 番については特段我々として今後も対応を変えることは考えておりません。

一方で 16 番についても、JBIC、NEXI として事業者さんが行ったモニタリング結果を公表するという点では、その意味ではないのかなと考えておりますけれども、事業者の方が行ったモニタリング結果ですので、事業者自身でステークホルダーの方に公開することというのは、我々としても奨励したいということで、先程ご説明した FAQ2.7 という所に、このモニタリング結果ということも加えております。

もう一つですけれども、環境ガイドライン上、9 ページですが、情報公開の所にモニタリングに関する情報公開について、促しますということを明記しています。具体的には JBIC のガイドラインですと 9 ページ、情報公開の時期と内容という所で、総論という所にあります。『当行は』、二重線が引かれています『環境レビューおよびモニタリングを通じ』ということで、借入人を通じた情報公開の実現は、環境レビュー時点だけではなくて、モニタリング時点にも関わるものですよ、ということを明示的に書いております。今のガイドラインですと、文脈上モニタリングの時にこういうことを行うかどうかというのが、あまり明確じゃないところを明確にしたということでございます。

以上が情報公開に関する論点への回答のご説明でございます。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程の7から16番までありますけれども、ご質問、ご意見等をお願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSESの田辺です。まず、項番8ですが、項番8の提言内容とは若干異なる部分ではありますが、5.の当行の環境社会配慮にかかる情報公開の(1)の基本的考え方、と新たに加えられたこの(2)の情報公開の時期と内容、総論の中が若干重複している部分があるのかなと思っておりまして、特に商業上の機密に関する取り扱いに関して、両方の部分で基本的考え方と総論の両方の部分で書かれているので、ここは整理をしてもらいたいというふうに、ということです。

それから項番9に関しまして、先程、松原さんからFAQの削除も可能ですよという話でしたが、やはり原則は原則で掲載をいただくということですので、それが無い場合というのは、原則外の条件を示さずにそれが無い場合というふうに突然FAQで出てくると、やはり問題があるかなと思いますので、ここは削除をお願いしたいと思っています。

それから項番9のJBIC、NEXIの考え方の中で代替として用いた資料を一般に公開されている場合は公開するというふうになってはいますが、もともとESIAは公開の対象となっているわけですから、その代替として用いる資料というのは当然ながら一般に公開されてるかどうかに関わらず公開の対象というのが、基本的な考え方であるべきだということに思います。

それから、項番10につきましては、FIの環境レビューでJBICが環境レビューを行う場合はそれが分かるように明示していただくということだと思んですが、金融仲介機関が環境レビューを行う場合に、金融仲介機関がどのようなサブプロジェクトを行っているかどうかっていうのが現状見えにくいということが、コンサルテーション会合でも指摘させていただいて、それに対して我々からはFIのそういった取り組みに関してリンクを張るといったところに対応をしてはいかがか、というふうな提案をさせていただいたんですが、それに対しては特段対応していただけるかどうかというところが書かれていなかったもので、ご検討いただきたいと思います。

それから、項番15は融資契約締結後の情報公開ということで、もともとはカテゴリ分類については書いてないんですが、カテゴリAおよびBの場合にモニタリング結果が一般的に公開されている範囲で公開するという形で書かれていて、カテゴリFIのサブプロジェクト等でモニタリング結果が一般的に公開されている場合にJBIC、NEXIさんが、NEXIさんはFIは無いですが、JBICのところでは公開対象としていただけないかというところがございます。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。項番 8、9、10、それから 15 についてご意見等頂いております。お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC 松原です。コメントいただきましてありがとうございます。項番 8 についてですけれども、ここはご指摘のとおり情報公開の所、基本的考え方と、時期と内容という所、若干文言重複がございますので、整理をさせていただこうと思います。これまでのガイドラインもその意味では重複がございましたので、そこを今回を期に少し簡潔にしたいというふうに思います。もちろん内容を削らない、内容は変えないという前提で整理致します。

項番 9 のコメントですけど、1 点目は先程申し上げました通りですね。おっしゃるとおり原則外がどういった場合に認められるのかという状況を示さずに、EIA が作成されなくてもいいというような誤解を招く FAQ は作らない方がいいかなと思いますので、FAQ2.9 は削除致します。

次の JBIC/NEXI の考え方の所で、そういった場合に ESIA の代わりに使っている資料を現地で一般に公開される範囲で公開するというのはおかしいのでは、というご指摘。これについても、ごもっともだろうというふうに思っております。我々、この論点整理表の中ではまさにご指摘いただいたような形で書いていますが、確かこの項番を議論したときのコンサルテーション会合では、ここの『一般に公開されている場合には』で我々として意図した趣旨は、商業上の秘密に触れない範囲できちんと公開するということだと申し上げましたし、これまでの関係においてもきちんと公開をしてきていると考えておりますので、引き続き同じような対応をしていくと。その意味ではお配りしている論点表の改訂の方向性の所に JBIC、NEXI の考え方に沿った運用を行う、と書いてある所は若干ミスリーディングがあると思いますので、もう少し修正させていただきまして、ESIA に代わる資料というものは公開する。ただ、商業上の秘密には対応する。こういったような書きぶりにさせていただこうかなと思います。

次は項番 10 ですが、金融仲介機関に環境レビューを委ねる場合ですね。その場合にそういった金融仲介機関が行う環境社会配慮関連情報の情報公開にリンクを張るとの対応をするというご指摘です。これは対応としては可能なのかなというふうに考えていますが、この項番 10 を議論したときにご紹介した通り、かなり、特に途上国の金融機関ですと、我々サブプロジェクトがカテゴリ A になるような場合には自分たちでやる。JBIC 自身でレビューするということが多いです。それが嫌だという場合には寧ろ、カテゴリ C の案件に限ってサブプロジェクトをやっていいですよという契約条件にしておりまして、あまり適用される例は多くないかなというふうには思っています。基本的にはその情報の取り扱いも含めて金融仲介機関に任せるとのことなので、我々としてできるのは委ねている場合

で、かつ金融仲介機関がきちんと情報公開している場合にそこへのリンクを張るといった対応になるというふうに思っています。特に FI というのは銀行向け融資だけでなく、ファンド向けの出資なんかもございまして、ファンドなどはプライベート・エクイティ・ファンドというくらいですので、非常にその情報開示が少なかったりしますので、限界はあるかもしれませんが可能な範囲でやらせていただくことはできると思っています。

項番の15です。カテゴリFIのモニタリング結果の公開が除外されているということで、これはガイドラインの文面を見ていただくのがいいかなと思いますけれども、10ページになります。10ページの真ん中の方ですね。改訂案の中では、カテゴリAおよびBプロジェクトについては一般に公開されている範囲内でモニタリング結果を公開すると書いてございまして、一方で今のガイドライン上は、このAおよびBプロジェクトについては、という限定がなく、プロジェクト実施者によるモニタリング結果について一般に公開されている範囲内でウェブサイト上で公開する。ちょうどすぐ左かちょっと下ぐらいに書いてございます。ここは今のガイドラインを狭めるつもりで記載をした意図はございません。モニタリング自体が、これ2ページ戻って8ページなんですけれども、8ページの下の方にモニタリングというのがございますが、当行は原則として、カテゴリAおよびBのプロジェクトについてはモニタリングを行うと書いておりますので、モニタリング自体が通常はそのAとBに限って行っているものということで、それを反映してプロジェクト実施主体が行っているモニタリングについてもAとBに限った情報公開を行うということにしている、それを明確にしたというものでございます。あまりFIを意図的に排除するということを考えているわけではないですので、その点を説明させていただければと思いましたがいかがでしょうか。それが項番15でございます。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程のJBICからの回答に対して追加的なご質問、はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

おそらくこれまでカテゴリFIで、カテゴリA相当のサブプロジェクトを伴っているにも関わらずJBICがするのではなく、FIがレビューするという案件が少なかったから特に大きな問題が生じていないという現状だと思うんですけど、本来であればカテゴリFIが、金融仲介機関自身が環境レビューを行う場合でも、カテゴリA案件相当のものも行うものについては、JBICで引き続きモニタリング、通常のカテゴリA、Bのモニタリングとは違う形にせよ、何らかのモニタリングがあるべきで、多分おそらくそういう案件が殆どなかったというのが現状なのかなというふうに理解していますが、可能であればA、BおよびFIについて、ある一定のものについてモニタリングを行うというような変更が可能であれば、そういう形でやっていただけたらなというふうに思っております。ご検討いただければと

思います。

【司会】

はい。ありがとうございました。JBIC、NEXI から。はい。お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

JBIC 稲葉でございます。今の項番 15 のところですが、こちら変なことをしようとする意図は全くないので、今そういうご意見を頂戴いたしましたので、現行のガイドラインの書きぶりに戻すという方向で検討したいなと思っております。そういう方向で宜しいでしょうか。

【JACSES 田辺様】

そうするとちょっとまた、そうですね。現行に戻せばいいという話ではまた今の論点になって、あらためてモニタリング全体の、何をモニタリングするかという書きぶりのことかなというふうに思います。

【国際協力銀行 稲葉】

そこになりますと、松原も紹介させていただきました 8 ページの所の部分、モニタリングの対象となるのは何かというところに行き着くのかなと思っております、8 ページ目の(4)モニタリングの上から 2 行目ですが、『当行は原則として、カテゴリ A およびカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う』ということになってますので、ここが以下、先程の情報公開のところも含めて対象を特定している部分でございますので、現行のガイドラインの書き方で、田辺さんがおっしゃったご懸念というのは一応カバーされているのかなと。

【JACSES 田辺様】

ここの部分で、カテゴリ A およびカテゴリ B というふうになってしまっているの、ここにカテゴリ FI の内、こうこうこういう案件については、っていうことを含めていただけないかというお願いです。

【国際協力銀行 稲葉】

この 8 ページの文言ですか。

【JACSES 田辺様】

そうです。

【司会】

宜しいでしょうか。

【国際協力銀行 大島】

JBICの大島でございます。金融仲介先に、仮に我々が、環境社会配慮確認を委ねた場合、当然そのモニタリングにおいても、モニタリングの結果確認自体はFI先である金融仲介機関ということになりますので、その点も含めて、ここで書けばいいということで宜しいですか。

【JACSES 田辺様】

確かにそのFIがモニタリングするんですけど、その場合JBICは何もしないのかということなんですよね。特に今の、確かにカテゴリA、BについてはJBICがモニタリングをするということだと思うんですけど、FIがモニタリングするものをJBICが何らかの形でスーパーバイザーに、モニタリングという表現じゃあないかもしれないですけど、ウォッチをするということになると思いますんで、そこはそういうことが分かるように書いた方がいいかなという提案です。

【国際協力銀行 稲葉】

そこにつきましては先程ご紹介した8ページの所に、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う、JBICの意思で行うという形になっておりますので、カテゴリFIの案件でかつ、環境レビューですとかモニタリングをFIに委ねているような案件については、FIはいわゆる借入人、ここでいうところの借入人ということになりますので、FIを通じてJBIC/NEXIはそのモニタリング結果の確認を行うというところで、原文でも田辺さんがおっしゃってることはカバーできてるのかなというふうに、私ども考えています。

【JACSES 田辺様】

じゃあ、ちょっとすみません。

【司会】

はい。田辺様さんからお願いします。

【JACSES 田辺様】

そしたら、改めて後でもう1回後説明させていただきたいんですけど、あんまりこの場所でやりとりしてもしょうがないんで。

【司会】

はい。承知致しました。では、これは別途ということでさせていただきたいと思います。では、その他項番7から16までということでございますけれども、ご意見、あるいはご質問なりでございますでしょうか。特に追加的にはないようでございますので、一旦ここで本議論は終了とさせていただきます、次の項番に移りたいと思います。JBIC、NEXIからお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC松原です。次は第二部、各論。各論というか、実体ということですが、第二部の中でも比較的総論部分に近い項番17から20に属することをご説明させていただきます。

項番17ですが、ここについては代償措置に関する要件ということで、代償措置について第三者による独立した監査を入れるべきであるという点と、あとは代償措置に関して、一定の場合には融資対象外にすべきであるというご提案を頂きました。

前者、第三者による監査につきましては、これは国際機関、あるいは他国ECAそれぞれそういった手続きを行っているところはないというふうに、我々としては認識しておりますので、特段の対応は行わないということでございます。後者、一定の場合に融資対象外にするということについては、これは確かコンサルテーション会合の場で現行ガイドラインでご説明させていただいて、今ご指摘いただいているところと我々のガイドラインの求めているところ、大きく異なるということだと思いますので、ここ特段ガイドラインに盛り込む、あるいはFAQの中でさらに細かく説明するという対応は取ってございません。

次に項番18ですが、今の項番17に関連してガイドライン上そういうことが書いてある、あるいはその下にあるFAQで書いてあるというのは分かるんだけど、個別案件において、そのFAQに書いてあるようなことと、必ずしも整合した対応が取られていないのではないかとご指摘を頂きました。

元々のご提言は、そういったことなので、FAQに書いてあることを本文に書いて欲しいというご提言でしたけれども、我々としてはガイドラインはあくまで大きな原則を定めるものと思っておりますので、ガイドライン本文にFAQの中身を書くことまでは考えていない。ただ、これは我々の方の対応もそうですし、実際のガイドラインを見てプロジェクトを行う事業実施主体の方との関係でも、このFAQというものをガイドラインの、我々冊子を持っていますが、あの青い冊子の一番後ろに付けて、見易くするということは対応可能なというふうに思っておりますので、そういった形でガイドラインの冊子の構成を、新しいガイドラインでは工夫しようかなというふうに思っております。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。今の論点に関しましてNEXIとしての対応について若

干ご説明をさせていただければと思いますが、現状 NEXI のガイドラインにおきましては、JBIC さんが作られておりますような冊子というものは作っておりません。今後の対応としては冊子を作るにしてもすぐには対応ができないというようなこともありまして、ウェブサイト の形、載せ方を工夫するのか、あるいはその間にガイドラインの冊子の作成をするのかというようなことを検討していく、ということで考えております。以上です。

【国際協力銀行 松原】

続いて項番 19 番です。項番 19 番は NGO からのご提言ということで、不可分一体事業というものを検討すべき影響に加えるべきであろうというご提言でした。

これについては、OECD のコモンアプローチでも不可分一体施設を検討すべき影響に加えるという改訂が 2012 年に行われておりますので、加えるという対応を取っております。ガイドラインでいうと、13 ページの下の方に検討する影響のスコープということがございまして、幾つかこの辺、修正箇所がございましてけれども、今の項番に関しては第 2 段落の、『および不可分一体の施設の影響も含む』ということで書いてございます。ただ、NGO からの元々のご提言と若干異なるかもしれないのは、この不可分一体施設については、あくまでも OECD のコモンアプローチに規定されている不可分一体の施設というふうを考えておりますので、そこで誤解がないように、こういう趣旨で FAQ を設けて、不可分一体の施設とは何かということをご説明しております。それが FAQ の 2.5 ということでございます。2.5 に書いてある定義というのは、コモンアプローチから取ってきた定義ということでございます。

次が項番 20 です。項番 20 については、『法令等により特に指定した地域』というところの解釈ですね。区域、群落を含むといったところを明確にして欲しいというご指摘でしたが、ここについては我々のガイドラインの中でもご指摘いただいたような項目というのはカバーされている。それは指定した地域によってカバーされるのか、重要な自然生息地としてカバーされるのかということがあると思うんですけれども、カバーされておりますし、ご指摘いただいたご懸念にはあたらなかなと思っておりますので、特段対応はしてありませんが、ご指摘の内容とあまり認識に齟齬がないのかなというふうにご検討しているところでございます。それが項番 20 です。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、項番 17 から 20 につきましてご質問。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

私から一つ。項番 19 ですが、項番 19 の FAQ が 2.5 というのがありまして、2.5 の最後の部分ですね。なお以降の部分ですが、『この不可分一体の施設は、事業実施主体によっ

て所有、管理、運営等される施設に限られるものではないため、環境レビューにおいては、合理的な範囲において、環境レビューを実施することになります。』という書き方がなされているんですが、これらの、既に JBIC のガイドラインに書かれているように、これらの影響について合理的な範囲において検討するということは、ガイドラインに書かれているとおりなんですが、この文と、この事業実施主体によって所有、管理、運用等されている施設に限られるものではないためというふうに書かれてしまうと、必ずしも合理的な範囲を検討する際に何か所有の関係によって、その合理的な範囲が狭められてしまうというふうな解釈をしてしまう可能性もあるので、不可分一体の施設が、こういう所有が異なる場合があるということはその通りなのかなと思いますし、不可分一体事業を検討するにあたって、それらの合理的な範囲で検討されるっていうことは、それはガイドラインのとおりだと思いますので、これは切り分けてやっていただくのは良いのかなと思っております。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程のコメントに対しまして、JBIC、NEXI からお答えを致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC 松原です。今のご指摘の点で、所有、運営されるものではない、事業実施主体が所有、運営するものではないということと、合理的な範囲内でレビューを実施するというのは、おっしゃるとおり FAQ の中ではそこに因果関係があるように書いてありますけれども、コモンアプローチでも両者は分かれた場所に書いてございます。我々としても、所有をしていないから合理的な範囲というのをより狭めていくという趣旨で書いているわけでは、必ずしもございませんので、ここは文面を事業実施主体によって所有、管理、運営をされるものに限らないということと、環境レビューを合理的な範囲で行うということと違う部分で書こうかなというふうに思っております。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、17 から 20 につきまして、他にコメント、あるいはご意見、ご質問等あればお願いを致します。はい。特にはないようでございますので、17 から 20 はここまでとさせていただきます、次の説明に移らせていただきます。JBIC、NEXI からお願いします。

【国際協力銀行 松原】

はい。続いては項番 21 番からですが、各論ということで少し議論があるかなと思います。温室効果ガスの手前まで、28 番まで 8 項目をご説明させていただきます。

まず、項番 21 番です。これは NGO の方からのご提言で、保安要員の利用や軍、警察の利

用というのが地域住民の安全に対する脅威を及ぼさない、ということを書き添えとして書くべきではないかというのがご提言でございました。これについては、現行のガイドライン上も既にチェックリストというのが、これはガイドライン本文ではなくて、参考資料ですけども、ございまして、警備要員の利用について適切な措置が講じられているかということ、確認項目として確認しているというのが事実関係としてございます。一方で、こういった保安要員の利用を含む、地域社会の衛生とか安全とか保安といったものは、パフォーマンススタンダードにおいて、一つの項立てになっておりますし、重要なポイントであるというのはご指摘の通りかなというふうに思います。そこは保安要員の利用に限らず、地域社会に対する配慮全体ということですので、ここは検討する影響のスコップ、先程も出てきたガイドライン 13 ページですけれども、この中で地域社会の衛生、安全、保安という項目を一つ加えて、保安要員も含めた点をきちんと確認していくということを明確にしております。これが項番 21 です。

項番 22 番は、これは JBIC/NEXI から提言させていただいたものですが、コモンアプローチの中で OECD が定めております、多国籍企業ガイドラインに対する注意喚起というのが、新たに定められました。で、これを受けて 2 カ所ガイドラインの改訂を行っております。

一つがガイドライン 3 ページです。3 ページの下の方に二重線を引いておりますが、元々の文は『プロジェクト実施主体者に対して、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す』という文でございましたが、それに続けて、『また、プロジェクト実施主体者等の適切な関係者間における、OECD 多国籍企業行動指針への認知を促進する』という文言を入れております。この多国籍企業指針自体が多国籍企業に対して拘束力のある指針ではございませんので、ガイドラインといった内容のものでございますが、それについて JBIC や NEXI も認知を促進するというところを行う、ということをお願いしたところでございます。

もう 1 点が 8 ページですね。8 ページの真ん中です。これ環境レビューの方法を書いている所ですが、『上記レビューに当たっては、セクター毎の環境チェックリストを参照する』と。これ、これまでやってきたことですが、これに加えて、『必要に応じて、OECD 多国籍企業行動指針におけるわが国の連絡窓口が公開した報告書等を考慮する』、という文を設けております。これ何かと申しますと、企業行動指針において、色んなプロジェクトについて、それに反しているのではないかといったレポートが各国の連絡窓口といったところになされまして、そのレポートを受けてこの連絡窓口というところがそういった情報を公開するっていうことを行っております。そういったものを考慮するというのがコモンアプローチの要請でもございまして、それを明確にしたということです。わが国の連絡窓口とは何かということについては、FAQ の 2.2 というのを設けておりますけれども、現在日本であれば外務省、厚生労働省、経済産業省、それぞれに連絡窓口が設けられていまして、ホームページにもございますので、こういったところの出している報告を我々も見つけていくということを書いたものでございます。これが項番 22 になります。

項番 23 です。これはご提言でございますが、特に一次産品をプロジェクトが調達する場合に、そういった産品について、第三者による認証の取得を義務付けるべきであるというご提言でございました。

これに対しては、IFC のパフォーマンススタンダードでは確かに、第三者認証ということについて言及がございますけれども、義務付けるものでは必ずしもないということ。あくまでも調達先を制限する際の手法の一つとして例示されているもの、ということですので、ガイドラインに盛り込むということは特段行ってございません。ただ、パフォーマンススタンダードに書いてありますので、実際に環境レビューを行う際にこういった情報にもきちんと目を配りながら環境レビューを行っていくということだと思っています。

項番の 24 番ですが、大規模非自発的住民移転という文言が用いられるところで、必ずしも住民の移転を伴わないのだけれども、地域住民の生計手段の喪失がもたらされるという場合があるので、それを明確にするために、『および生計手段の喪失』、という文言を加えるべきではないかというご提言です。

2カ所ございまして、2カ所とも基本的にはご提言の内容を受けて文面を修正しております。具体的な文面という意味で 7 ページご覧いただければと思います。7 ページは下の方になります。この生計手段の喪失についても、大規模なものを指すということを明確にするという観点で、少しご提案の内容と文言は違いますけど、大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失というふうに表記をさせていただいております。それらは 2カ所とも同じ表現にしております。

次、項番の 25 番です。移転、補償合意文書ですね。住民移転がある場合にそういった合意文書の内容を住民が理解しているってということに加えて、合意文書を対象者に渡すということ義務付けるべきではないかというご提言でございました。

これについては、前段、住民が合意書の内容をきちんと理解しているということについては、現行のガイドライン上もきちんと十分な協議をするということを決めておりますので、そこでカバーされているのかなと認識しております。他方、その合意書を取り交わすことを義務付けるというのは、これは国際機関の基準でもそこまで求めているものではないと思っておりますし、我々が持っているガイドラインの内容で十分だというふうに認識しておりますので、特段の対応していないというのが項番 25 でございます。

次は項番 26、先住民族に関するポイントです。先住民族に影響を及ぼす場合に、現行のガイドラインでは、十分な情報が提供された上で自由な事前の協議を行う。その上で合意が得られるように努めなければならない、ということの規定しておりますが、『協議を行う』というのを『合意を得る』ということに変えるべきではないか、というのがご提言でございました。

これはガイドラインの 16 ページになります。この点につきましては、2012 年に改訂されておりますパフォーマンススタンダードで、協議というのを合意に変えているということもございまして、今まさに改訂作業を行っている世銀のセーフガードポリシーも同じよ

うな方向で改訂案を出しておりますので、我々のガイドラインも協議に基づく合意が得られるように努めなければならないという文言から、合意が得られていなければならないという文言に変更をさせていただいております。ただし、その他に若干修正をしております、まず一つは、その合意が得られなければならない条件ですけれども、あくまでその先住民族の諸権利に影響を及ぼす場合ということですので、そのようなことが明確になるような表現にガイドラインの文面を変えております。もう一つ、その合意が求められる場合ですけれども、これ IFC パフォーマンススタンダードで明確に書いてありますが、必ずしも 100 人の先住民族が居たときに、100 人全員の合意を求めなければいけないということではない、というようなことも書いてございますので、FAQ の 2.6 というのを追加して、そういったことを明確にさせていただいているということでございます。

次は項番 27 と 28。いずれも人権に関するポイントでございます。項番 27 については JBIC、NEXI が相手国内の人権状況というのをきちんと把握した上で環境社会配慮の確認というのを行うべきであるということがご提言でございました。

人権につきましては、人権の尊重というのは非常に重要な項目であるということは我々としても認識しております、今のガイドラインができて以来、人権の尊重というのが社会面に含まれるということは、ガイドライン上は前文の中に書いておりました。ただ、JBIC/NEXI として個別の案件でどこまで確認を行うべきかというポイントにつきましては、その相手国内でどういった人権状況にあるのかといったところ、これはむしろ外交問題というところでございますので、ではなくて、プロジェクトに関連した人権状況というふうに思っております。従いまして、この項番 27 で言われております、非常に広い一般的な人権状況ということについては特段今回の改訂では反映をしておりません。

一方で 28 番は、検討すべき影響の中に人権というのを加えるべきだというご提言でございました。これにつきましても、この論点整理表の中、あるいはコンサルテーション会合の場では人権という言葉自体が非常に曖昧というか、非常に広範囲な対象になってしまうので、実際にプロジェクト実施主体の方がどこまで、何を確認すればいいのかといったときのメルクマールになりにくいのではないかとということで、人権という文言をここに追加する必要はないということを我々からは申し上げたところでございます。しかしその後、JBIC、NEXI の間でいろいろと協議をしまして、人権そのものを尊重しないと言ってるわけではないということもありますので、13 ページにございますように人権という文言、検討する影響のスコープの中に追加しております。具体的には 13 ページの検討する影響のスコープ 3 行目ですが、『人権の尊重を含む社会的関心事項』ということで、今の検討する影響のスコープの建て付けは、社会的関心事項については、社会的関心事項（非自発的住民移転等々）となっております、その具体例を括弧内で例示するという建て付けですので、その具体例の前にある一般的な用語の形容詞として、人権の尊重を含むという言葉を加えてございます。これによって、社会的関心事項というのは人権の尊重が当然含まれるということを明確にしております。以上が温室効果ガスの前までの各論に関するご説明です。

【司会】

はい。ありがとうございました。項番 21 から 28 までで質問、あるいはご意見等ございましたら。はい。お願いします。

【JACSES 田辺様】

はい。項番 21 ですが、元々の提言が警備要員に関するこういった規定を、チェックリストのみではなくて、ガイドラインの本文、第二部の具体的には社会配慮の部分に、こういったプロジェクトに関係する警備要員が住民等の安全を侵害することないような適切な措置が講じられなければならない、といったような規定を入れて欲しいという話だったんですが、チェックリストには入っていて影響のスコープに入ってるけれども、具体的な何を、このチェックリストの具体的な規定ですね、これを第二部に入れるべきじゃないかという話だったと思います。それに対する返答がないので、どういうふうに考えているのかということを確認したいということです。

これ何故こだわるかということ、こういうことが問題として起こっている案件が、我々モニタリングしている中で多いということの裏返しなので、何故これだけか、他にも影響のスコープに入っているけれども、具体的にガイドラインの規定として書き込んでいないものがたくさんあるじゃないかと言われればそうなんですけど、ここの部分はこういう問題が多いので、是非これは書き込んで欲しいという我々の思いというか、そういうのがあるということを十分汲んでいただきたいなということです。

【司会】

はい。ありがとうございました。先程のご意見に対して JBIC、NEXI からお願いを致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。このご指摘の警備要員のところを本文に取り込まなかったところについて、今ご指摘いただいたとおりですけれども、各論で個別に書いてあるところというのが、今、生態系の話と、非自発的住民移転の話と、先住民族の話ということで、極めて限られた、限定して書いておまして、本文に書き込むことで国際基準等々と整合しなくなってくるということもございますので、我々としてはなるべく一般論を書いた上で、具体的に配慮するのは適合を確認する国際基準の中で定められている内容を確認していくという方が、柔軟性が保てるかなという観点がございます。そういう形にしているということでございます。ですので、一つはこの地域社会の衛生、安全、保安というのを検討する影響のスコープに取り込んでありますので、じゃ具体的に何ですかと。特にその中でも安全とか保安といったところで、そういった警備要員について色んな問題が起きてるんじゃないです

かということ、FAQ形式で設けるというのは我々としてはあるかなとは思っております。その中にチェックリストにも書いておりますし、FAQであればもう少し細かいところ、こういった要件が求められているというところまで書けるのかなというふうに思っております。いかがですか。宜しいですか。

【司会】

いかがでしょう。はい。お願いします。

【JACSES 田辺様】

いや、まあFAQ、なんでしょう、既にチェックリストに入っているの、FAQに入れられて、やっぱり本文に入れられない理由がちょっとどうにも分かんなくて、既にチェックリストに入っているから我々としては本文に入れていただきたいということだったんですけど、今のご説明だとちょっと、あんまりはっきりしないところなんですけれど。

【司会】

はい。お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけれども、この地域社会の安全・衛生・保安の部分ですけれども、これは確かコンサルテーション会合の場でもご紹介したかと思いますが、他の国のECAがこの点についてそれぞれの環境ガイドラインに明記しているかという観点について調べたところ、明記しているECAがなかった。それからあと、コモンアプローチにおいても、本件について特に取り上げられた項目というのもないということから、イコールフットィングの観点から、この点について特出しをして新たな項目として非自発的住民移転だとか、先住民族における問題とかと並べて、別立てにするというのはトゥーマッチかなというのが我々の認識。他のそういった項目とのバランスを取った観点からもここで提案させていただいているような、検討すべき影響のところ、今回ご要望を踏まえて、IFCのパフォーマンススタンダードの文言を持ってきたんですけども、これを明示することで十分カバーできるのではないかとこのように考えております。

それとあと、松原の方からもご提案させていただきましたとおり、FAQで具体的なその内容、具体的に言うとこれはパフォーマンススタンダードの該当箇所を踏まえた環境社会配慮のあり方、プロジェクト実施主体がこういうことをちゃんとやってるかどうかを確認するということを、IFCのパフォーマンススタンダードでの規定をFAQに落とすというような形で対応するのが現実的ではないのかなというふうに考えております。

【司会】

はい。ありがとうございました。本件、21 番につきまして宜しいでしょうか。産業界の方とか、もしご意見あればとは思いますが、はい。お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会 平尾です。今 JBIC さんからご説明あった内容で産業界はお願いしたいと思えます。ガイドライン本文に書くと、柔軟な対応ができなくなる。それから、こと細かいことを書くよりは FAQ で書いていただいて、国際的な基準等の変更があればそれに応じて対応していただく方がいいのかな。それから、今、稲葉さんからご説明あったように、他国 ECA 等とか、コモンアプローチにおいてもそういう規定はないということであれば、余計に本文に書くことは避けていただくということをお願いしたいと思えます。

【司会】

はい。ありがとうございました。本件、21 番について追加的にはいかがでしょうか。JBIC、NEXI の方からも回答としては一通り出たかなということですので、この点皆さまにご理解いただいているということであれば、他にも 21 番以外でご提案何かありましたら、ご意見、あるいはご質問等承っておりますけれども、いかがでしょうか。はい。お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上ですが、項番がどこか、先住民族のどこなんですけれども、何番だったかちょっと忘れて、26 かな。26 ですかね。で、この変更自体はそういうことで本文のガイドライン自体はそれでいいのかなと思うんですけど、FAQ の方の説明が、もうちょっと本当は丁寧に説明していただいた方がいいかなと思ったりしたのが感想です。いわゆる FPIC と呼ばれているものには、寧ろ色々くっついてますので、本文にはちゃんと書いてあるんですけど、そういう全体として捉えた方が本当はいいんじゃないかなというふうに思ってます、「事前の合意」だけっていうような説明をもう少し一体として説明された方が、それも IFC のやつに乗っかって、ある程度ですけども、それをあんまり、ずっとやってもあれなので概要を説明する感じの方が、これ自体の説明はこれで別に間違っていないわけではないんですけども、これだけってわけではないし、もう少し丁寧に説明された方がいいのかなというのが感想です。

もう一つは、文言的にこれ自体は一応案として出ているので、それに細かいコメントすると、基本的には先住民族と言った方が集合体として考えるという意味がある、先住民族。一人一人の場合は先住民という言い方もあるんですけど、ここは先住民固有の権利とか書く場合、こういう場合はやっぱり先住民族固有のというふうに言った方が適切かなあというのが、これ細かいところですけど。

あとはですね、以下のケースが対象になるって、規定されてますって書いてますけども、

後半のところですけども、別に多分 IFC ちゃんとまだ、今ちょっと調べようとしたんだけど時間なかったんですけど、多分 IFC としてはこの三つだけに限ってるんじゃないんじゃないかなとは思ってまして、少なくともこの三つは IFC 的にはちゃんと見ましようねっていうことで多分ピックアップしているだけで、他にも、例えば廃棄物を出すときとか、これは UNDRIP(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) で言われていることもあるので、IFC でもリファアしてるんで取りあえずこの三つというのはしょうがないかなと思うんですけど、だから「少なくとも」っていうのは入れるとかしてもうちょっと柔らかく解釈を、その実態に合わせて説明をされた方がいいかなというのと、根本的にいうと、この自然の資源ってあんまりちょっと理解しづらいのかなって。天然資源でいいんじゃないのって。ナチュラルリソースってあるので。っていうぐらいのコメントはありますが、その前段のところはもう少しお話ししたけど、FPIC 全体をもう少し網羅的に説明された方が、理解が進むというか、新しく入って、これマストになる話なので、きちっと理解されるというより、ちゃんと文献を示しておけば、それ読んでもらえばいいんじゃないかと。もちろん概要を説明すべきだと思いますけども。以上です。

【司会】

では、JBIC、NEXI からお答えします。

【国際協力銀行 松原】

はい。今ご指摘いただきました FAQ2 点のところはありがとうございます。おっしゃるとおり合意のところは今回変わったところなので、ここにフォーカスした FAQ を作ったわけですけども、今後合意をしていくとなると FPIC、フリーとかインフォームド等とかいったところも含めて全体を説明した方が、利用者の方にとっても分かりやすいと思いますし、全体像が分かるということでもいいと思いますので、そのように修正をさせていただこうと思います。

あとは、文言のところでご指摘いただいたところも修正をしたり、限定ということではないんじゃないかといったところもきちんと確認をして修文をしたいと思います。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、項番 21 から 28 について質問、コメント等ございましたらお願いします。はい。それでは、ないようでございますので、まずはこの項番についてはここまでとさせていただきます。あと数分という感じでございますけれども。では、ちょうど時間の切りもいよいよですので、本日はここまでとさせていただいて、次回以降の予定について JBIC、NEXI からご説明をお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

次回でございますけれども、11月7日金曜日、午前10時からこの9階講堂にて開催をさせていただきたいとそうように考えておりますので、宜しくご参集のほどお願い申し上げます。それとあと、さらに11月7日では、最後まで行かなかった場合として予備としては、11月12日の午後、時間は今後ご連絡をさせていただきますが、11月12日にも予備日ということでこの講堂を確保してございますので、次回で時間が足りない場合には11月12日ということでコンサルテーション会合を開催させていただきたいと思っております。それから、その後の予定でございますけれども、ドラフトについてコンサルテーション会合で最後まで協議を行った後、11月、12月にかけてパブリックコメント、これを1カ月ほど期間を設定致しまして、最終的に実施させていただく方向で考えております。ですので、パブリックコメントを受けて年末年始にかけて最終案、これをJBIC、NEXIそれぞれ機関決定、私どもの場合ですと取締役会決定ということになっておりますけれども、そこで組織としての最終決定をさせていただきまして、来年4月1日以降施行ということで改訂プロセスを進めていきたい、そうように考えております。項番につきましては次回、温室効果ガス、29番以降ということと、あと昨日川上さんの方から38番についてご提言を頂きますので、それも踏まえて次回、コンサルテーション会合で議論をさせていただきたいとそうように考えておりますので、宜しくお願い致します。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、これにて第9回の会合は閉会とさせていただきます。皆さまご参加ありがとうございました。

(了)